

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年3月19日認可した。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

事業主体名	土地改良事業名
目島地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）目島地区
薬香池共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）薬香池地区
澁の2号池共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業 澁の2号池地区